

<b>第3回 定例教育委員会議事録</b>		日 時 : 令和4年3月25日(金)	
		場 所 : 菱刈庁舎3階大会議室	
開会、閉会に関する事項		10時00分 開会 11時02分 閉会	
	教育長 森 和 範 教育委員 永 野 治 教育委員 久保田 悦 子 教育委員 長 野 吉 泰	議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名	総 務 課 長 平 崎 祐 実 学 校 教 育 課 長 竹 下 健 一 郎 社 会 教 育 課 長 轟 木 成 実 文 化 ス ポ ー ツ 課 長 浅 山 典 久 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 有 馬 洋 一 郎 書 記 茶 園 浩 幸 書 記 中 原 百 恵
議 事 日 程	別紙のとおり		
<b>審 議 状 況</b>			
<p>(森教育長) ただいまから令和4年第3回定例教育委員会を開会します。</p> <p>(茶園係長) 姿勢を正して下さい。一同礼。</p> <p>(森教育長) 「令和4年第2回定例教育委員会議事録及び令和4年第1回臨時教育委員会議事録の承認」を議題とします。事務局より報告をお願いします。</p> <p>(茶園係長) 令和4年第2回定例教育委員会議事録及び令和4年第1回臨時教育委員会議事録について報告(別紙「概要報告書」により報告)</p> <p>(森教育長) ただいま事務局より議事録の報告がありました。ご質問等ないでしょうか。</p> <p>(全員) ありません。</p> <p>(森教育長) 報告のとおり、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員) はい。</p> <p>(森教育長) 令和4年第2回定例教育委員会議事録及び令和4年第1回臨時教育委員会議事録については、承認いたしました。</p> <p>続きまして、教育長及び委員の報告に移ります。</p> <p>教育長報告については、お手元の2月25日から3月24日までの教育長諸般の報告をもとに説明します。</p> <p>(別紙「諸般の報告」により日を追って報告)</p> <p>(森教育長)</p>			

続きまして、委員の皆様方からのご報告をお願いしたいと思います。まず、永野治委員お願いいたします。

(永野治委員)

はい。まず私は3月15日菱刈中学校の卒業式に参りました。非常に落ち着いて本当に皆しっかりとした良い卒業式でした。照明を良くしてくださったことから、体育館が明るくなっていまして、子ども達のいきいきとした顔が良く見え非常に良かったです。コロナウイルス対策もソーシャルディスタンスもとれていて非常に良かったと思います。国歌斉唱は音楽だけでした。校歌は声が入っていましたが、あまり大きい声を出さないような感じの卒業式でした。参加者は卒業生と保護者のみで、保護者については両親が来ていたのではないかと思います。在校生のお別れの言葉は録音でございました。コロナウイルス対策がしっかり出来ていて良かったと思っていたところですが、退場の前に前列に出て歌を2曲歌った時からマスクを外してしまいましたので、少し心配したところでした。歌が終わった後、先生方の方を向いてお礼の言葉、保護者方や地域の方に向けての感謝の言葉、また帰る前に担任、副担等4人の見ってもらった先生達一人一人の名前を挙げてそれぞれの感謝の言葉を述べていましたが、結構長い時間マスクなしで喋っていたのが気になったところでした。ただ中身は非常に感動的な良い卒業式でした。

3月17日は総合教育会議でございましたけれども、今回はテーマを決めて後半を座談会ということで結構色々な話が飛び交って良かったと思いました。短時間で終わるかと思っていましたが、予定された2時間でも足りないくらい感じを受けたところでした。

昨日の3月24日は大口東小学校の卒業式に参りました。卒業式には、4・5年生の在校生、保護者、また高齢者クラブ、民生委員等地域の代表の方々6名くらいが参加されておりました。来賓は教育委員会の私とPTA会長と2名で、それぞれの挨拶がありました。全員マスクを付け非常にソーシャルディスタンスも守られている卒業式でした。小学生が大きな声で国歌を斉唱しましたが、校長先生の裁量を感じたところでした。マスクを着けたままの斉唱でしたが、その後のお別れの言葉も含め最後まで皆マスクを付けていました。退場の前にサプライズだったと思うのですが、先生の前に立った時に子ども達がお礼を言っていました。先生達が戸惑った感じをみて、先生達に知らせずに子ども達が考えたものだったところでした。非常に感動的であり、天気も良く晴れ晴れとしたさわやかな卒業式でした。

私の方からは以上でございます。

(森教育長)

久保田委員、お願いいたします。

(久保田委員)

はい。私は昨日曾木小学校の卒業式に行き参りました。卒業生は男の子が3名でした。教頭先生の卒業式前の話によると卒業式を簡素化したということで早く終わるのかと思っていましたが、皆終わった後に意外と長かったなと話をしたところでした。告辞に3名の子ども達の名前が入っていましたので、名前を読み上げると皆大きな声で返事をしてくれて、「おめでとうございます」と言ったところ「ありがとうございます」ときちんとした姿勢で答えてくれまして、非常に微笑ましい卒業式でした。終始3名とも笑顔があって、在校生と目があったら笑ったりして、ほのぼのとした雰囲気の良い卒業式で良かったです。出席者は8人いらっしゃいましたが、私、副市長、PTA会長、コミュニティ協議会会長の4人が来賓席に座り、残りの方は保護者席の後ろに座る形となりました。卒業生だけが離れて、顔が見えるようにマスクを外していましたが、他の方々にはマスクを付けての卒業式でした。退場した後、靴箱の近くに子ども達が居ましたので話をしました。3名とも大口中央中学校に入学するとのことでしたが、野球が好きな子、スポーツ全般が好き、また料理がしたいという子もいましたが、「皆それぞれ夢があっていいね。中学校でも頑張るね」と声を掛けて後にしたところでした。

以上です。

(森教育長)

長野吉泰委員、お願いいたします。

(長野吉泰委員)

はい。私は昨日山野小学校の卒業式に行かせていただきました。山野小学校は、例年どおりコロナ前

のように来賓もほぼ呼ばれて、来賓だけで私も含めて12人くらいいらっしやっただと思います。市長もいらっしやいました。卒業式自体は凄く感動的な式だったと思います。先生方も一生懸命で、卒業式が始まる前に少し待ち時間があつたのですが、担任の先生が作ってくださった5分くらいのスライドショーの上映もあり、国家、校歌も録音ではなく伴奏付きで皆で歌も歌い、お別れの歌も在校生、卒業生で歌いましたが、伴奏の先生がピアノを弾かれてすごく良い感動的な歌を歌っていました。マスクの着用の状況ですが、卒業生は9名だったことから一列に並び体育館の大分前の方のところにいたことから最初からマスクは着けていませんでした。在校生は全在校生が居ましたが、皆マスクを付け、歌を歌う時もマスクを付けていました。私の子どもも卒業生の一人でしたが、今までで一番良かったのではないかなと思う卒業式でした。

以上です。

(森教育長)

はい、ありがとうございました。

それでは、議事に進みます。

今回は、報告事項はございません。付議事件が6件ございます。

では付議事件に入ります。

議案第11号「伊佐市英語検定料助成金交付要綱の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(平崎課長)

はい。資料は、3ページから8ページになります。本件は、令和4年度から市内に住所を有する児童・生徒が、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定を受験した場合に、検定料の半額を助成することについて必要な事項を定めるため、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。

内容については、4ページご覧ください。第1条では目的、第2条では交付対象者、第3条では助成金の金額等を定め、第4条から5ページの第7条までは事務手続き等について定めてございます。6ページから8ページでは様式を定めています。

なお施行日は、令和4年4月1日からとしております。

以上で説明を終わります。

(森教育長)

はい。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

ご質問・ご意見等ないので、議決に入りたいと思います。

議案第11号「伊佐市英語検定料助成金交付要綱の制定について」、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(森教育長)

賛成多数ですので、議案第11号は、議決されました。

次に、議案第12号「伊佐市立学校給食センター運営要綱の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(平崎課長)

はい。資料は、9ページから12ページになります。本件は、伊佐市立学校給食センターの運営に関し必要な事項を定めることについて、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。

内容については、10ページをご覧ください。第1条で趣旨、第2条で会計、第3条で歳入及び歳出、

第4条で会計年度、第5条で予算及び決算、第6条で給食費の負担責任、第7条で給食費の決定、第8条で給食費の徴収、11ページをお開きください。第9条で給食費の算定期間、第10条で給食費の精算等について定めています。第11条から第13条では、物資納入業者取扱いについて定め、第14条で学校給食の調理について、第15条で配送について定めてあります。第16条においては施設内の衛生管理、第17条で職員等の衛生管理、第18条で感染症等の対応、第19条においては給食費関係の帳簿について定めてございます。

なお施行日は、令和4年4月1日からとしております。

以上で説明を終わります。

(森教育長)

はい。ただいま説明がございましたが、これまでの給食センターにおいては運営の基本的なものを作って運営してきた訳ですけども、教育委員会としてきちんとした形で運営要綱を決定していませんでしたので、今回これまでの給食センターで進めてきたものに加えて、コロナの関係等もございしますが、今給食センターの持っている色々な課題等を考えての運営要綱を、今日提案申し上げましているところでございます。

(永野治委員)

一つ聞いて良いですか。

設置要綱の内容等については特に何も無いのですが、給食費の滞納についてですが、滞納に関しては第8条第4項の「給食費の滞納がある場合は・・・解消に努めなければならない。」の条文しかございません。以前、大口市時代の話ですが滞納が物凄く多くて、大きくなっていったら返すに返せないという状況がありました。今はそのような状況ではないと思いますが、そのあたりの対処を考えられておられるのかと思います。滞納は今どのような状況なのでしょう。

(有馬所長)

はい。今現在ほとんど滞納はない状況です。令和2年度の滞納につきましてもほとんどない状況です。令和3年度分につきましては現在ですのでまだ未納がございしますが、令和2年度におきましても現在は児童手当からの給食費の引き落としができますので、滞納につきましてもほとんどない状況です。

(永野治委員)

滞納がほとんどない状況で良いのですが、昔は返すことが出来ないくらいの額の滞納があり、どう処理するかというような話があったりしました。このような要綱が出た場合の中では、想定していた方が良いのではと思います。累積していくと大変ですので、どこかでリカバリー・リセットする措置もどこかでしておかないと学校サイドも大変だと思います。解消に努めなければならないという文言がありますので、努力義務ではあるのですが、具体的なものは無いのですね。

(平崎課長)

はい。その点につきましては、今回この要綱を作るときに、これまで給食センター内の運用では学校長だけしか書いてありませんでしたので、今後給食センターの所長もこの回収にしっかりと加わって、今後給食センターの方でしっかりと給食費の徴収も最後まで見届けていくというような体制も考えて、今回「所長」という言葉も増やしてありますのでよろしく願いいたします。

(永野治委員)

はい、分かりました。

(森教育長)

その他にございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

ご質問・ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第12号「伊佐市立学校給食センター運営要綱の制定について」、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(森教育長)

賛成多数ですので、議案第12号は、議決されました。

次に、議案第13号「伊佐市スポーツ合宿等補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

(平崎課長)

はい。資料は、13ページから18ページになります。本件は、市内でスポーツ及び文化芸術活動を行うため宿泊する者に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるため、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。

内容については、14ページをご覧ください。第1条で趣旨、第2条で交付対象者、第3条で交付要件、第4条で補助金の額を定めています。第5条から15ページの第7条までは補助金の事務手続きについて定めてございます。なお、16ページから18ページまでは様式について定めてございます。

なお施行日は、令和4年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

(森教育長)

はい。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(永野治委員)

良いですか。この要綱は主にスポーツの部分がメインテーマで作られていると感じがしますが、第1条で文化芸術も入れてありますのであえて質問します。「活動」という文言が色々出てきていますが、この「活動」の定義をどの辺まで想定しているのか。例えばスポーツの場合でしたら、国及び地方公共団体が主催又は共催する大会への参加を目的とする場合は補助金を出さないということだと思のですが、これを文化芸術に置き換えたときどうなのかと思います。例えば地元で文化芸術の交流が昔ありましたけれども、そういう時は当然早く入って来たりしますが、このような場合当てはまらないのでしょうか。

(浅山課長)

文化芸術の方で想定をしておりますのは、ダンス、演劇、吹奏楽などが合宿を行う場合に該当する形で考えています。

(永野治委員)

大会がある場合はだめなのですね。大会の前の事前の合宿は。

(浅山課長)

市の公共施設を利用して市外の団体・個人が大会を催されるときには該当します。

(永野治委員)

スポーツはダメで芸術は良いのですか。そのあたりをお聞かせください。

(平崎課長)

はい。この国及び地方公共団体が主催するというのは、県民体育大会とか国体を想定して、そういったもので来る場合には該当しません。ただし、例えばスポーツ少年団の連絡協議会とか文化協会とか、市・国が主催しない大会については大会であっても宿泊する場合は該当することということで文化スポーツ課からは聞いています。

(永野治委員)

そういうことですね。国及び地方公共団体となると市が主催する大会はダメだということですね。

(平崎課長)

市が主催する大会の場合は、基本該当しないことになります。

例えば、ふるさと祭りのスポーツ大会などもこれに該当することになります。

(永野治委員)

「活動」の定義をどれまで見るかですね。スポーツははっきりしていますが、芸術となるとちょっと

違いますので、そこらの線引きをしっかりとの方が良いと思います。

(平崎課長)

今回のこの要綱については、総務課と担当課とも大分議論をしておりますが、今回初めて行う事業でございまして、実は2条に「市外の団体・個人」とありますが、市内の方は対象としていません。こういったところにつきましても、担当課といろいろと議論したところでございます。今後疑問点が生じた場合は、その都度修正をしながら運用をしていきたいというふうに思いますが、ご意見があれば出していただけたらと思います。例えば市外の高校の吹奏楽部が、文化会館を使って合宿をするというのを基本的には想定していますが、細かいところも今後担当課の方でしっかりと精査をしていくこととなります。

(永野治委員)

意図することは分かりますが、隙間をついてくる人がいますので、それに対する対処は必要だと思います。

(森教育長)

その他にございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

ご質問・ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第13号「伊佐市スポーツ合宿等補助金交付要綱の制定について」、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(森教育長)

賛成多数ですので、議案第13号は、議決されました。

次に、議案第14号「伊佐市魅力ある高校づくり補助金交付要綱の一部を改正する告示について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(平崎課長)

はい。資料は、19ページから20ページになります。

本件は、魅力ある高校づくり補助金の交付対象経費の内容を一部見直すことに伴い、要綱を改正することについて、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。

内容については、20ページ及び新旧対照表の1ページをご覧ください。

要綱第2条において補助金の対象区分、対象経費及び補助金額を別表で定めており、別表の内容を今回改正するものです。新旧対照表をご覧ください。各高校の欄の2「原動機付自転車により通学するために要する経費」の補助額を、今回「片道10km以下を月額750円」、「10kmを超える場合は月額1,000円」に改正するものであります。これまでは免許を取るときに一回きりの1万円でありましたが、現状にあわせた補助が良いということで、月額で3年間補助していくことで今回見直しを行ったものでございます。

大口高校の欄の5「ICT教育に関する機器及びサービスの導入に要する経費」を「地域との連携に関する活動に要する経費」に改めるものです。

原付補助については、実情に合わせた補助が良いと判断しました。また、大口高校の地域連携補助については、大口高校の強い要望で、高校が授業で取り組んでいる「地域探究の時間」への補助ができるよう改正するものです。

施行日は、令和4年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

(森教育長)

はい。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

ご質問・ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第14号「伊佐市魅力ある高校づくり補助金交付要綱の一部を改正する告示について」、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(森教育長)

賛成多数ですので、議案第14号は、議決されました。

次に、議案第15号「伊佐市ふるさと学寮事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(平崎課長)

はい。資料は、21ページから24ページになります。

本件は、ふるさと学寮事業補助金の交付対象経費の範囲を一部見直すことに伴い、要綱を改正することについて、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。

内容については、22ページ及び新旧対照表の2ページをご覧ください。

要綱第2条第2項において補助金の対象経費及び補助金の額を別表で定めており、別表の内容を改正するものです。事業実施時に新型コロナウイルス対策経費やその他必要な経費に対応するため、別表の補助対象経費に「市長が特に必要と認める経費」を追加し、「補助金の額を予算で定める額以内」とし、併せて関係する様式についても改正しています。

施行日は、令和4年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

(森教育長)

社会教育課長。「予算で定める額以内」とありますが、予算は取ってあるのですか。

(轟木課長)

はい。年間65万円の予算措置を毎年しているところでございます。実績に関しましては、新型コロナウイルス感染症の流行前でありますと、予算が10万円ほど残る状態でございましたので、その額の範囲内で運用して参りたいと考えております。

(森教育長)

ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

ご質問・ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第15号「伊佐市ふるさと学寮事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について」、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(森教育長)

賛成多数ですので、議案第15号は、議決されました。

次に、議案第16号「伊佐市通学路危険物撤去費補助金交付要領の制定について」を議題といたしま

す。

事務局より説明をお願いいたします。

(平崎課長)

はい。資料は、25 ページから 26 ページになります。

本件は、通学路における危険物等の撤去を行う者に対し補助金を交付することについて必要な事項を定めるため、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第 11 条第 3 号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。

内容については、26 ページをご覧ください。

第 1 条で趣旨として、ブロック塀及び立木等というふうにしてしておりますが、通学路におけるそういった危険な箇所があれば、それを撤去する意思のある方について補助をするといった趣旨になっております。第 2 条で交付対象者、これは危険物等の所有者又は管理者ということになりますので、民間の方を対象というふうに考えております。第 3 条で交付要件、第 4 条で対象経費及び補助金の額を定めています。

なお施行日は、令和 4 年 4 月 1 日としております。

以上で説明を終わります。

(森教育長)

はい。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(永野治委員)

良いですか。総務課長は危険箇所の中の危険物と説明されましたが、危険箇所というところの予算は別にあるのでしょうか。

(平崎課長)

はい。公共的な道路とか市が管理しているところは、制度としてしっかりありますが、これまで危険物点検などをする中で、例えばブロック塀が危ないなどの場合これは民地となりますので、市の方では対応はできないということがありました。そういったところを 3 条にありますように、色々な関係者と通学路点検を行います、その中で危険なものがあれば地域（コミュニティ協議会）、学校、所有者の三者がしっかりと了承が得られた場合に限り補助をしますということですので、しっかりと危険箇所といえますか危険物として三者の了承を得られた場合のみが補助の対象となります。

(永野治委員)

あくまでも三者が合意しないとダメだということですね。危険箇所というのは自治会の中から全部出すようになっていきますからね。そこでも漏れるところを対処するのですか。

(平崎課長)

基本的には、ブロック塀となります。ひとつは今要望があるのがブロック塀であります、今後のことも考えてブロック塀だけではなく立木等というのを入れてあります。また、あくまでも所有者が実費で撤去するものに限ることになります。

(永野治委員)

公道ではない、里道でもないところが伊佐の場合特に多く耕運機などを通すために作られた道などありますが、そういうところを通学路として使用している場合溝など危険箇所があればどこにも言いようがなく自治会で対応していますが、危険箇所も入るのかと思ってお伺いしたところでした。

(平崎課長)

3 条で要件を付けているのは、あまりにも緩くすると色々出てきますので、通学路点検の中で危ないと判断されたものをしっかりと抑え進めていきたいと思っています。

(森教育長)

その他にございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)



ご質問・ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第16号「伊佐市通学路危険物撤去費補助金交付要領の制定について」、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(森教育長)

賛成多数ですので、議案第16号は、議決されました。

以上で、準備された議事については終わります。

次に、委員から提出された動議の討論等に入ります。前もって提出された動議はございませんが、何かございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

特にないようですので、以上で討論等を終わります。

次に、その他の件に入ります。

事務局の方としては特に準備しているものはございませんが、皆様方から何かございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

では、ないようですので、これをもちまして、令和4年第3回定例教育委員会を閉会いたします。

(茶園係長)

姿勢を正して下さい。一同礼。